

## 事業企画戦略室 規程

(平成13年1月24日 理事会制定案承認)  
平成13年5月30日 理事会制定  
平成15年3月18日 理事会一部変更  
(18.11.24 規則条番号変更による修正)  
平成19年11月30日 理事会一部変更  
平成22年1月22日 理事会一部変更  
平成26年9月26日 理事会一部変更

第1条 この規程は、理事会等運営規程に基づき、事業企画戦略室の業務、組織、運営等について定めることを目的とする。

第2条 事業企画戦略室は、公益社団法人地盤工学会規則第18条に示す事項を掌り、次の業務を行う。

- 1) 学会の中長期計画に関する企画と事業の継続的実行
- 2) 学会の部門横断的事业や企画に関すること
- 3) 学会の倫理綱領に関すること
- 4) 学会活動の評価、改善に関すること
- 5) 会長および理事会からの諮問事項等に関すること
- 6) 関係会議・委員会に関すること
- 7) その他、企画運営に関すること

第3条 事業企画戦略室は、事業企画戦略室長（理事）が座長を務め、事業企画戦略室担当理事および事業企画戦略室員（以下、「室員」という。）若干名をもって構成し、事務局長および調査基準・技術推進チームがこれを補佐する。

第4条 事業企画戦略室は、事業企画戦略室長が招集し、原則として年4回開催する。

第5条 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、格別な事情のある場合を除き、再任の限度は3年とする。

第6条 事業企画戦略室が管轄する委員会を設けることができる。

第7条 第6条に規定する委員会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、格別な事情のある場合を除き、再任の限度は3年とする。また、委員の選任・交代に当たっては、原則として同一機関からの重複を避け、職域、専門領域等を配慮するものとする。

第8条 第6条に規定する各委員会は、事業企画戦略室長および担当理事あるいは室員が分担してこれに当たるものとする。

第9条 この規程の変更は、事業企画戦略室の議決を経て理事会の承認を得るものとする。

付 則 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

注) 管轄：指揮、管理下におき統括すること。